瀬戸内市監査委員公表第10号

令和3年度定期(工事)監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和3年度定期(工事)監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置 を講じた旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定 により、次のとおり公表する。

令和5年1月30日

瀬戸内市監査委員 小野和 倫瀬戸内市監査委員 小野田 光

所管部署	教育委員会総務学務課
指導事項	措置の内容
学校施設は長期間にわたって使用	今年度と改定予定の長寿命化に反映します。
されるものであり、経済性の観点か	
ら、短期的なコスト比較だけでな	
く、ライフサイクルコストの比較検	
討を行ったうえで整備方針を決定	
し、施設整備等を実施するよう改善	
する必要があると認められる。	

所管部署	教育委員会総務学務課
指導事項	措置の内容
総務学務課は、校舎大規模改造工事	今後、同じ事例があった場合は、内容やスケジュール
実施設計の契約締結後に耐震診断	を確認し、二度とないように指導した。
を実施しているが、大規模改造の前	
提として耐震性を有していること	
は必要条件であるため、耐震性を再	
確認する必要があると判断してい	
たのであれば、当初の校舎大規模改	
造工事実施設計の仕様書に、耐震診	
断を実施し耐震性が不足する場合	
には耐震補強設計を実施すること	
を、業務内容に含んでおくなど、事	
務手順等を改善する必要があると	
認められる。	

所管部署	教育委員会総務学務課
指導事項	措置の内容
別途の工事として判断したにもか	今後、同じ事例があった場合は、業者選定に注意する
かわらず、共同企業体の構成員のみ	よう指導した。
からの見積徴取により契約を締結	
していたことは、公正性及び競争性	
の観点から適切ではないことから、	
契約事務等を改善する必要がある	
と認められる。	

所管部署	子ども健康部こども政策課
指導事項	措置の内容
こども政策課には、建築に関する専	今後の同様業務の実施の際には、建築住宅課等の専門
門職員や、設計委託の工程管理を経	部署との連携を密にし、随時情報共有を行い、必要な
験した職員の配置もなく、建築営繕	技術支援を受けることにより、工程管理等を徹底しま
室に対して情報を随時共有し、必要	す。
な技術支援を受けるなどの対応を	また、必要に応じて、事業分任制度を活用し、専門部
していなかったことや、必要な記録	署による事業の代理執行を実施します。
等が確認できない状況になってい	
たことから、市は、有効性の観点か	
ら、適正な人員体制等を検討する必	
要がある。	

所管部署	子ども健康部こども政策課
指導事項	措置の内容
こども政策課は、アスベスト調査業	今後の同様業務の実施の際には、経緯や協議等が確認
務の実施にあたり、経緯や協議等が	できる書類を残します。
確認できる書類が残されておらず、	また、十分な契約期間を確保するとともに、専門部署
受託者が分析結果報告書を確認し	と情報共有を行い、必要な技術支援を受けることによ
て策定業務に反映させる時間や、こ	り、業務の進捗管理や成果品の検証を適切に行います。
ども政策課が、策定業務に分析結果	
報告書の内容が適切に反映されて	
いるかを確認するための時間を確	
保する必要があるにもかかわらず、	
3月31日に成果品を受理し、同日	
に策定業務を完了と認めたことは、	
適切とはいえず、事務処理上改善す	
る必要があると認められる。	

所管部署	子ども健康部こども政策課
指導事項	措置の内容
こども政策課は、策定業務の契約時	今後の同様業務の実施の際に、当初契約時に仕様書等
に想定されていなかったことが実	で示した条件と実際の条件が一致しない場合など、必
施設計に必要であれば、策定業務の	要と認められるときは、変更契約を締結したうえで、
契約を変更することなどが適切で	変更を実施します。
あり、契約の必要性を検討する必要	
があると認められる。	

所管部署	子ども健康部こども政策課
指導事項	措置の内容
こども政策課は、策定業務プロポー	今後、プロポーザル方式で事業者選定を行う際には、
ザルの時期が遅くなった状況を、業	業務内容や規模等を踏まえ、十分な契約期間を確保し
務の遂行を短時間に実施すること	ます。
で補うことを重視するあまりに、結	また、早期の事業着手に努めるとともに、必要に応じ
果として、十分な契約期間をとるこ	て、履行期間の変更等を適切に行うことにより、業務
ともなく、それぞれの段階で成果品	内容の検討や成果品の検証を行います。
を受けての必要な検証や検討を行	
うことができていなかったことは、	
事務処理上改善する必要があると	
認められる。	

所管部署	子ども健康部こども政策課
指導事項	措置の内容
こども政策課は、策定業務プロポー	今後の同様業務の実施の際には、建築住宅課等の専門
ザル時の提案内容を現場にあった	部署との連携を密にすることにより、委託業者に対す
設計に修正する必要は認められる	るスケジュールやコストなどの工程管理等を徹底し、
が、工事費を2億円以内と説明して	必要経費を最小限の増額にとどめるように努めます。
策定業務を予算化し、受託者を特定	
したものであることから、見込んで	
いた予算以内で工事費が収まるよ	
うに、スケジュールや、コストなど	
の工程管理等を徹底し、必要経費を	
最小限の増額にとどめるよう、経済	
性の観点から検討する必要がある	
と認められる。	

所管部署	子ども健康部こども政策課
指導事項	措置の内容
市は、経済性の観点から、プロポー	今後の同様業務のプロポーザル審査においては、工事
ザル方式に係る契約以降に予算化	費などの後年度に必要な経費について、専門部署の意
が必要となる工事費など後年度に	見を聴取したうえで、案件ごとに審査における選定基
必要な経費を採点に適切に反映す	準とするなど、適切に採点に反映させます。
るよう検討する必要があると認め	
られる。	